

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
静岡県静岡市〇〇区〇〇 〇〇-〇〇
株式会社〇〇

平成 30 年 7 月

静岡市内建物所有者 各位

静岡市 P C B 使用安定器調査事務局
(静岡市環境局廃棄物対策課)

P C B 使用安定器の保有に関する調査について (お願い)

日頃から、本市環境行政にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

静岡市では、ポリ塩化ビフェニル (以下「P C B」という。) という人体に有害な物質が含まれる廃棄物の適切な処理の促進に向け、P C B 含有廃棄物の所在を調査しております。

このたび、静岡市では、P C B 使用安定器の使用及び保管に関する実態を把握し、期限内の処分完了に向けた今後の施策に役立てるため、次のとおり本調査を実施することといたしました。

つきましては、皆様の管理する建物、事業場に設置されている照明設備について P C B が含有しているかの把握、調査にご協力をお願い賜りたいと存じます。

ご多忙中とは存じますが、同封した調査票に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒 (切手不要) にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

本調査は、静岡市内の「昭和 5 2 年 3 月以前に建築された建物の所有者」の皆様に調査票を送付し、実施しております。既に、P C B 廃棄物特別措置法に基づき届出されている所有者の方におかれましても、ご面倒ですが本調査にご協力いただくようお願い申し上げます。

- 本調査は、静岡市が実施しています。
- 同封の調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒 (切手不要) にて、平成 3 0 年 8 月 3 1 日 (金) までに投函してください。
- 法人様におかれましては、電気設備や施設管理の担当部署に、本書類をお渡し願います。電気設備や施設管理を委託している場合は、建物の管理会社様や電気設備のメンテナンス会社様へご相談いただき、調査票のご記入をお願いします。
個人様の場合は、電気工事業者等にご相談いただき、調査票のご記入をお願いします。
- **使用中の照明設備**についての留意事項
 - 接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気工事業者に、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、ご相談・確認ください。
 - 建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。
- 調査の内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

静岡市 P C B 使用安定器調査事務局

株式会社イープラネット お問い合わせ窓口 (静岡市委託業務受託者)

(電話) 0 1 2 0 - 0 0 1 - 2 9 0

(メール) pcb.zimukyoku@eplanet.jp

受付は平成 30 年 10 月 31 日までの平日 9:30~17:00 とさせていただきます。

調査票設問用紙

調査方法・PCB含有の有無判定方法につきましては別紙1、2をご確認ください。

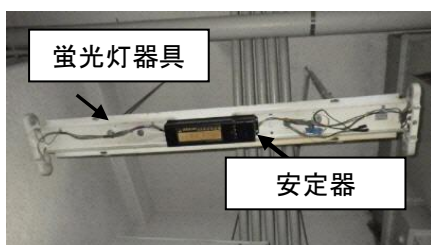
使用中の照明設備については、接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気工事業者に、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、ご相談・ご確認ください。

建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合には、それをもとに調査票にご記入ください。

PCB使用安定器について

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。
下の写真に示す電気機器が安定器です。

【設置例】



【安定器の保管例】



- 昭和52年（1977年）3月以前に建築された建物**については、PCB使用安定器が設置された可能性があります。PCB使用安定器が使用・保管されている場所の例を以下に示しますので参考にしてください。

・天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

・照明器具内

LEDランプに交換済の場合でも、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

・エレベータ

エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に撤去・保管されたPCB使用安定器が、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室など、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

・無人の施設の照明等

普段利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

本用紙の裏面にごございます設問①～④をご確認いただき、
回答用紙へご回答をお願いいたします。

① 事業所における照明器具(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯)の設置について

昭和 52 年 3 月以前に建てられた全ての建物（ビル、倉庫等）及び屋外の外灯等をリストアップしていただき、そこにある照明器具について、設置している場合は「設置の有無」欄の「あり」に、設置していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

→設問②へ

② 昭和 52 年 4 月以降の照明器具の交換工事について

事業所の建物及び屋外の照明器具について、昭和 52 年 4 月以降に照明器具の交換工事（建物の建替も含む）を実施している場合「昭和 52 年 4 月以降の交換工事の有無」欄の「あり」に、実施していない場合「なし」に、○印をつけてください。

→「あり」を含む回答 設問③へ

→「なし」のみの回答 設問④へ

③ 交換工事で取り外した照明器具の安定器について

建物及び屋外の取り外した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていたかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数をご記入ください。

→「あり」と回答 設問④へ

→「なし」と回答 設問④へ

※照明器具を交換した場合でも、古い安定器が残っている場合があります。特に、水銀灯については、照明器具と安定器の設置場所が別に設置されている場合があります。照明器具は交換されていても古い安定器が（配線を切断された状態等で）残置されている事例が多く見られるので注意が必要です。

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙 1、2-①～③を参照ください。

④ 交換工事を実施していない照明器具について

調査した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていないかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数をご記入ください。

「あり」又は「なし」の場合はその理由に該当する項目に○印をつけてください。

◆「あり」又は「なし」の場合はその理由 選択肢

A 過去の調査記録による

B 新たに電気工事業者又はビルメンテナンス会社に依頼して調査を実施した

C 新たに自ら調査を実施した

D その他（回答用紙 設問④の括弧内へご回答をご記入ください）

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙 2-①～③を参照ください。

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。